

令和8年7月吉日

お客様各位

いわき信用組合

手形・小切手帳の新規発行受付終了に伴う
当座預金規定の一部改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2026年5月27日(水)にお知らせしました通り、「手形・小切手の全面的な電子化」に伴い2026年7月30日(木)を持ちまして手形・小切手帳の新規発行受付を終了いたします。
それに関連しまして、以下の当座預金規定の一部改定をいたします。

記

1. 対象規程

- ・当座預金規定（一般用）
- ・当座預金規定（専用約束手形用）

2. 改定日

2026年7月24日(金)

3. 改定内容

○当座勘定規定（一般用）

第7条（手形、小切手の支払）

- ・当座預金からのお払い戻しの際は、小切手または当組合所定の払戻請求書をご使用ください。
- ・お払戻しの際、当組合所定の本人確認書類の提示等が必要になることがございます。

第8条（手形、小切手用紙）

- ・手形小切手の交付は終了いたします。

第12条（手数料等の引落とし）

- ・当組合が受取るべき債権が生じた場合には、小切手・払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。

第17条（印鑑照合等）

- ・手形、小切手、払戻請求書その他書類に使用された印影または署名鑑は、偽造、変造その他の事故があっても、生じた損害については、当組合は責任を負いません。

詳しくはHP内「商品・サービスのご案内＞各種利用規定」をご参照ください。

○当座勘定規定（専用約束手形用）

第8条（手形用紙）

- ・専用約束手形の交付は終了いたします。

第9条（手数料）

- ・専用約束手形の交付終了のため、手数料を廃止いたします。

詳しくはHP内「商品・サービスのご案内＞各種利用規定」をご参照ください。

以 上